

税に関する意識調査の結果概要 (出典: 東京都税制調査会 平成29年度 第1回小委員会 資料)

Table with 6 columns: Country (Japan, NY, Sweden, Germany, Australia), Tax Burden Rate, Pain Perception, Tax Morale, Compliance, and Satisfaction. Includes detailed survey results for each category.

(注1) 財務省「国民負担率(対国民所得)の国際比較」より引用。(注2) 図表2(本文p.6)より、結果の概略を記載。(注3) Recept Tekeli「The Determinants of Tax Morale: the Effects of Cultural Differences and Politics」より引用。(注4) 意識調査の結果は、それぞれの国で実施された既存の調査からの抜粋であるため、調査項目は同一ではない。

発言席 租税に対する国民意識(痛税感)について考えられる問題点と解決策

1. はじめに

税理士は納税義務者の信頼にたえ、納税義務の適正な実現を図ることを使命としている(税理士法第1条)。納税義務の適正な実現のためには正しい納税意識の醸成が必要不可欠であるが、納税義務者の税に對する印象は平成29年度東京都税制調査会第1回小委員会資料によると「義務(71.5%)、負担感(61.5%)、強制的なもの(41.5%)」(租税に対する国民意識と税への理解調査)1である。

2. 問題点の整理

私は、日本で多くの人が納税に対して痛税感を持つ理由を以下のように考える。(1)給与所得課税に対する不公平感

日本では給与所得者が多い。日本の給与所得者は5,911万人(平成30年分民間給与実態統計調査)であり、税理士の主たる顧問先である中小企業の社長も当然この5,911万人に含まれる。これに対して事業所得者は373万人(国税庁平成30年分確定申告状況)である。これら給与所得者の課税に対する不公平感が国民全体の納税意識に大きく関わっている。

3. 改善策の提言

問題点(1)については、国民全体に公平な税制の確立、トウゴサンピンやクローンといわれる所得の捕捉率の是正を望むが、これは政策的な問題故、その解決は政府及び立法機関に委ねたい。

問題点(2)については、源泉徴収制度が納税手続の簡素化・徴収コストの抑制、税収の平準化などという機能を果たしていること、また、年末調整制度は、納税者である給与所得者と税務行政当局のいずれに対しても、課税手続に伴う事務負担を最小化する仕組みとしてすでに定着していることなどから、急激な変化は避けねばならないであろう。そこで改善策として次の2点を提言したい。

①源泉徴収票のフォーマットの見直し
源泉徴収票にはどこにも「給与収入」という記載がなく、「支払金額」とあり、「納税額」という記載もなく「源泉徴収税額」との文言があるのみである。源泉徴収票を発行する主体が源泉徴収義務者であることからこれは妥当なのであろうが、このような文言を使用することにより納税の当事者としての感覚がますます薄れていくのではないかと懸念する。源泉徴収票の交付を受けた際に自分の納税額を計算し、内容を含めて確認できる給与所得者がどれほどいるだろうか。私はこの改善のため、源泉徴収票の受給者交付用の部分については確定申告書の縮小版に変更してはどうかと考える。スペースの問題もあるが、記載できる情報が多ければ多いほど申告納税制度に疑念に近い近づけることができ、納税意識が深まるのではないかと考える。

4. おわりに

税理士一人一人が出来ること、高い」と嘆く相手には小学生の年間教育費が約90万円かかることを例として伝え、その税が社会に生かされていることを説明に加えて、税理士会の租税教育や広報活動のみ頼るのではなく、税理士一人一人が顧問先と向き合う際に、租税の意義・役割や税の集め方・使われ方、そしてもちろん税法についての適切な広報を行うことも、将来的に納税意識を高め、申告納税制度の発展に寄与し、税理士そのものの地位向上につながるのではないだろうか。



工藤 学 【練馬東】

1 http://www.tax.me/ 2/zenbun.pdf
2 民集36巻2号247頁